**変更届出一覧表（提出方法・必要書類） 【定期巡回・随時対応型訪問介護看護】**

|  |  |
| --- | --- |
| **提出期限** | |
| 提出方法が 『 〒 』‥変更**後10日以内**  『来庁』‥変更**日以前** | **※**来庁は予約制です。事前に電話で予約の上、ご来庁ください。 |

**（１）法人関係**

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 変更内容 | | 提出方法 | 必要書類 | | 備　考 |
| 届出用紙 | 添付書類 |
| 法人代表者の変更  （氏名・住所変更を含む）  ※老人福祉法の届出も必要  （住所変更を除く） | | 〒 | 変更届出書  変更届管理票（法人用） | ・法人の登記事項証明書  （謄本）  ・誓約書  ・返信用封筒 | ・登記事項証明書（謄本）は原本  ・氏名・住所変更の場合、誓約書は必要ありません。 |
| 法人の住所変更  （転居、住居表示変更）  ※老人福祉法の届出も必要 | | 〒 | 変更届出書  変更届管理票（法人用） | ・法人の登記事項証明書  （謄本）（住居表示変更の場合は市区町村発行住居表示変更証明）  ・返信用封筒 | ※〒番号を記入 |
| 法人の名称変更（合併による） | | 変更ではなく、「廃止」と「新規」の申請になります（予約の上来庁）。 | | | |
| 法人の名称変更（合併除く）  ※老人福祉法の届出も必要 | | 〒 | 変更届出書  変更届管理票（法人用） | ・法人の登記事項証明書  　（謄本）  ・返信用封筒 |  |
| 法人の電話、ＦＡＸ番号 | | 〒 | 変更届出書  変更届管理票（法人用） | ・返信用封筒 |  |
| 法人区分の変更 | 株式⇔合名、合資、合同、有限 | 〒 | 変更届出書  変更届管理票（法人用） | ・法人の登記事項証明書  　（謄本）  ・誓約書  ・返信用封筒 |  |
| 上記以外  NPOから社会福祉法人等 | 変更ではなく、「廃止」と「新規」の申請になります（予約の上来庁）。 | | | |

**（２）事業所関係**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 変更内容 | 提出方法 | 必要書類 | |
| 届出用紙 | 添付書類 |
| 事業所の住所  【逗子市内の移転】  注1）逗子市以外の神奈川県内に移転する場合は個別にご相談ください。  注2)住所変更を伴わない同一施設内における移転も含みます  ※老人福祉法の届出も必要 | 来庁 | 変更届出書  付表  変更届管理票 | ・事業所の平面図  ・写真  ・写真用の平面図※写真番号と撮影方向を図面に入れる。例）①→  ・運営規程  ・返信用封筒   |  | | --- | | 賃貸の場合は賃貸借契約書の写し、法人所有の場合は登記簿等の写し | |
| 事業所の住居表示  【転居なし】  ※老人福祉法の届出も必要 | 〒 | 変更届出書  付表  変更届管理票 | ・市区町村発行の住居表示変更証明等  ・返信用封筒 |
| レイアウト変更 | 〒 | 変更届出書  変更届管理票 | ・事業所の平面図  ・写真  ・写真用の平面図※写真番号と撮影方向を図面に入れる。例）①→  ・返信用封筒 |
| 事業所の名称  ※老人福祉法の届出も必要 | 〒 | 変更届出書  付表  変更届管理票 | ・運営規程  ・返信用封筒 |
| 事業所の電話、ＦＡＸ番号 | 〒 | 変更届出書  付表  変更届管理票 | ・返信用封筒 |
| サテライト拠点の設置 | 来庁 | 変更届出書  付表  変更届管理票 | ・勤務表  ・必要な職種の資格証  ・サテライト拠点の平面図  ・写真  ・運営規程  ・返信用封筒   |  | | --- | | 賃貸の場合は賃貸借契約書の写し、法人所有の場合は登記簿等の写し | |

＊事業所の平面図・写真は、指定基準上必要とされている設備（写真）を明記・添付してください（変更箇所のみ）。

＊付表は変更事項のみ記入

**（３）人員関係**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 変更内容 | 提出方法 | 必要書類 | |
| 届出用紙 | 添付書類 |
| 管理者の交代   |  | | --- | | 婚姻等による氏名変更の場合は、  ・第５号様式  ・付表７  ・氏名を変更したことが分かる書類の写し（氏名変更手続き後の運転免許証の写し等）  ・変更届管理票  ・返信用封筒  **※変更届出書の変更内容欄に新旧姓名を記入してください。** | | 〒 | 変更届出書  付表  変更届管理票 | ・誓約書  ・返信用封筒 |
| 管理者の住所変更  **※変更届出書の変更内容欄に新旧住所を記入してください。** | 〒 | 変更届出書  付表  変更届管理票 | ・返信用封筒 |
| 管理者以外の従業員の交代・増減  （オペレーター、計画作成責任者、看護職員、訪問介護員） | * 変更届は不要です。 * 個別に依頼して提出してもらうこともあるので、資格証・雇用契約書・履歴書・出勤簿等は各事業所で適切に保管しておいてください。 * 減員の場合は、人員基準欠如にならないよう注意してください。 | | |

* **受理書を同封された返信用封筒にて返送します。再発行できませんので、控えの書類と合わせてきちんと保管しておいてください。〔この受理票は市が届出を受理したことを示す唯一の書類となります。法人・事業所名、所在地、代表者の変更の場合でも新たに指定通知書は発行されません。〕**

**※変更届管理票の添付がないと受理票を発行できませんので、必ず添付してください。**

**（４）営業内容**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 変更内容 | 提出方法 | 必要書類 | |
| 届出用紙 | 添付書類 |
| 利用料金  （実施地域外の交通費、通信料等） | 来庁 | 変更届出書  変更届管理票 | ・運営規程  ・料金表  ・積算根拠  ・返信用封筒 |
| 一部サービスの委託先 | 来庁 | 変更届出書  変更届管理票 | ・一部サービスの委託先  ・契約書（協定書）の写し  ・返信用封筒 |
| 連携先訪問看護事業所の追加・変更・削除  **※変更届出書の変更内容欄に連携する事業所名を記入してください。** | 〒 | 変更届出書  変更届管理票 | ・連携する訪問看護事業所一覧  ・契約書（協定書）の写し  ・返信用封筒 |
| 施設区分の変更  ①「一体型」→「連携型」  または  ②「一体型」→「一体型＋連携型」  **※①の場合はレイアウト変更の届け出も必要です。** | 来庁  ②の場合は〒 | 変更届出書  体制等状況一覧表  変更届管理票 | ・連携する訪問看護事業所一覧  ・協力医療機関、施設契約書（協定書）  ・返信用封筒 |
| 施設区分の変更  ①「連携型」→「一体型」  または  ②「連携型」→「連携型＋一体型」  **※いずれの場合もレイアウト変更の届け出が必要です。** | 来庁 | 変更届出書  体制等状況一覧表  変更届管理票 | ・勤務表  ・必要な職種の資格証  ・運営規程  ・返信用封筒 |
| 窓口受付時間の変更 | 〒 | 変更届出書  変更届管理票 | ・運営規程  ・返信用封筒 |

* **受理書を同封された返信用封筒にて返送します。再発行できませんので、控えの書類と合わせてきちんと保管しておいてください。〔この受理票は市が届出を受理したことを示す唯一の書類となります。法人・事業所名、所在地、代表者の変更の場合でも新たに指定通知書は発行されません。〕**

※**変更届管理票の添付がないと受理票を発行できませんので、必ず添付してください。**

* **受理書を同封された返信用封筒にて返送します。再発行できませんので、控えの書類と合わせてきちんと保管しておいてください。〔この受理票は市が届出を受理したことを示す唯一の書類となります。法人・事業所名、所在地、代表者の変更の場合でも新たに指定通知書は発行されません。〕**

**※変更届管理票の添付がないと受理票を発行できませんので、必ず添付してください。**

* **受理書を同封された返信用封筒にて返送します。再発行できませんので、控えの書類と合わせてきちんと保管しておいてください。〔この受理票は市が届出を受理したことを示す唯一の書類となります。法人・事業所名、所在地、代表者の変更の場合でも新たに指定通知書は発行されません。〕**

**※変更届管理票の添付がないと受理票を発行できませんので、必ず添付してください。**

* **受理書を同封された返信用封筒にて返送します。再発行できませんので、控えの書類と合わせてきちんと保管しておいてください。〔この受理票は市が届出を受理したことを示す唯一の書類となります。法人・事業所名、所在地、代表者の変更の場合でも新たに指定通知書は発行されません。〕**

**※変更届管理票の添付がないと受理票を発行できませんので、必ず添付してください。**

* **受理書を同封された返信用封筒にて返送します。再発行できませんので、控えの書類と合わせてきちんと保管しておいてください。〔この受理票は市が届出を受理したことを示す唯一の書類となります。法人・事業所名、所在地、代表者の変更の場合でも新たに指定通知書は発行されません。〕**

**※変更届管理票の添付がないと受理票を発行できませんので、必ず添付してください。**